

会議案第 2 号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)6 月 21 日

提出者 奥 野 嘉 己

賛成者 獅 山 向 洋

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第 9 条 1 件当たりの時価が 20,000,000 円以上で、かつ、その面積が 5,000 平方メートル以上の土地については、第 2 条から第 5 条までの規定は、適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。